

群馬県医師会長 様
各郡市医師会長 様

群馬県健康福祉部
感染症・がん疾病対策課長 中村 多美子

令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）に係る要綱等の一部改正について
（送付）

標記について、厚生労働省医政局長、健康・生活衛生局感染症対策部長、医薬局長連名で通知されましたので、参考により下記のとおり送付いたします。

記

1 送付資料

- (1) 令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について（交付要綱）
- (2) 交付要綱様式
- (3) 「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について（実施要綱）
- (4) 令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて
- (5) 令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第6版）について
- (6) （別添1）新型コロナウイルス感染症に係る医療費の支給に関する診療報酬等の審査及び支払事務に関する契約書（案）
- (7) （別添2）新型コロナウイルス感染症に係る医療費の支給に関する診療報酬等の審査及び支払事務に関する契約書（案）
- (8) 新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業の実施について
- (9) （参考）个人防护具に関する規格参考例

2 主な改正内容

- (1) 令和5年度実施期間
令和6年3月末までとする。
- (2) 病床確保料について
病床確保料の対象となる施設、病床、期間については、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で規定する施設、病床、期間に限る。
また、院内感染が発生した医療機関に対する支援について、これまでいわゆる「みなし重点医療機関」として支援してきたところ、重点医療機関の仕組みが廃止されたことに伴い、新たに「新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業」として支援を継続する。
- (3) 「DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業」について
重点医療機関および院内感染が発生している医療機関に対する補助単価の特例を廃止するが、その他の補助単価の特例は継続する。
- (4) 設備整備の支援の対象について
个人防护具の支援を除き、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日～9月30日までに支援を受けた医療機関は个人防护具以外は対象外とする。（なお、入院医療機関に対する支援については、病棟単位による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備はその限りとはしないこと。また、个人防护具の支援については9月15日付事務連絡で定める対象期間（オミクロン株流行時の入院者数のピークの1/3を超えた時点から1/3に達しなくなる時点まで）に限る。）

(5) 令和5年9月末までの事業について

以下については、9月30日までの事業を対象とする。

- ・入院医療機関や外来対応医療機関の消毒経費に対する支援
- ・「新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業」
- ・「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関における外国人患者の受入れ体制確保事業」

担当：医療係 長沢
電話：027-226-2900
メール：nagasawa-mi@pref.gunma.lg.jp